

2019年7月20日  
宗教法人「生長の家」

最高裁判所が社会事業団等の上告を棄却！  
『万物調和六章経』に係る訴訟で全面勝訴が確定

当法人発行の『万物調和六章経』に「大調和の神示」を掲げたことに係る訴訟について、最高裁判所は2019年7月18日、上告人（公益財団法人生長の家社会事業団等）の上告を棄却し、当法人の全面勝訴が確定しました。これにより、『万物調和六章経』はお守りを含め、従来通り巻頭に「大調和の神示」を掲げて複製・頒布されることになりました。ここに謹んで報告させていただきます。

当法人では2015年6月25日、巻頭に「大調和の神示」を掲げ、生長の家総裁・谷口雅宣先生著『日々の祈り』、生長の家創始者・谷口雅春先生著『真理の吟唱』からそれぞれ3つの祈りを精選した『万物調和六章経』を発行しました。また、同経はお守りとして授与されています。

そうしたところ、公益財団法人生長の家社会事業団等が「大調和の神示」の著作権は同財団に帰属し、『万物調和六章経』に「大調和の神示」を無断で掲載したのは著作権および出版権を侵害するものであるとして、『万物調和六章経』から「大調和の神示」を削除すること等を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。しかし、東京地方裁判所および知的財産高等裁判所のいずれの判決においても当法人が全面勝訴し、公益財団法人生長の家社会事業団等が上告していました。東京地方裁判所および知的財産高等裁判所の判決の内容は、以下の2つのニュースリリースをご参照ください。

●2017年12月2日付ニュースリリース

『万物調和六章経』に係る訴訟に全面勝訴！

<https://www.jp.seicho-no-ie.org/news/20171202/>

●2018年10月12日付ニュースリリース

『万物調和六章経』に係る訴訟 控訴審でも全面勝訴！

<https://www.jp.seicho-no-ie.org/news/20181012/>

以 上